

京都市告示第 44 号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、京都市市営住宅に係る家賃及び駐車場使用料収納事務の一部を委託します。

令和7年4月1日

京都市長 松井孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

セントラル法律事務所 弁護士 前川弘美

名古屋市中区丸の内3丁目15番3号

2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類

京都市市営住宅条例に規定する家賃及び有料付属施設使用料のうち、市営住宅を退去了した者に係る使用料の滞納分（現在分納誓約中その他の理由により、納付が見込まれるものを除く。）の収納事務

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和6年4月1日

4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日

令和7年4月1日

（都市計画局住宅室住宅管理課）